

○中野委員長 それでは、総務常任委員会を開会させていただきます。

本日は全員の出席であります。

議事予定表の1番目、請願・陳情議案の審査について、陳情第7号、建設工事の請負契約の入札に関することについて、ここで委員の皆様から何か御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、前回保留となっていました会派に、判断できる状況にあるかをまず確認させていただきたいと思います。

日本共産党、石川委員。

○石川委員 判断できます。

○中野委員長 それでは、全会派が判断できる状況となりましたので、各会派に判断とその理由について、お伺いをさせていただきたいと思います。

それでは初めに、自民党・市民会議。えびな委員。

○えびな委員 陳情第7号についてですが、項目的に2つございますけれども、願意妥当ということで認めることとしたいと思います。

ただし、調査基準価格についてはいろいろと計算式がありますので、毎年の予算全体のことにかかわってきますけれども、ここはやはり、全体の予算を圧迫しない範囲内であることを申し上げたいと思います。2番目の項目については、やはり努力目標として、こういったこともぜひ御努力いただければということでもあります。

以上です。

○中野委員長 次に、民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 陳情第7号につきましては、民主・市民連合といたしまして、願意妥当という判断をいたしたいと思います。

その理由でありますけれども、この陳情を出されている建設工事請負事業者でありますけれども、この請負契約の入札に関して、事業者において大きな課題になっているものが2つあるのかなというふうに思われるところであります。まず一つは、深刻な担い手不足という状況と、入札の調査基準価格と同額で今も入札が行われて、特に、中小事業者、Bクラスと言われているところの事業者の半分が抽せんで落札されるというような状況になっているということが課題となって、この陳情になっているというふうに思われます。その人材確保のために、これまでも事業者は、給与とか賞与などの賃金を引き上げ、労働環境を改善しながら対応してきておりますけれども、やはり建設コストというのもどんどんふえて、非常に、その対応が限界のような状態になっているというふうに受けとめられます。

また、入札に関しては、平成26年から一般競争入札の制度が厳格化されたことによって、最低制限価格での入札というものが常態化している、結果として抽せんによって落札者が決まるという形がもう定着した状態になっているということでもあります。本市においては、平成28年に旭川市における公契約の基本を定める条例というものが制定されておまして、その目的にありますのは、まず、働く労働者の労働環境を適切に確保していく、また、それによって安心して暮らせる地域社

会の実現に寄与するという事になっておりまして、その条例に基づいてそれを活性化させていく、推進させていくためには、やはりそこにかかわる事業者の環境というものをしっかり整えていくことは必要でないかというふうに考えております。そういった理由から、この陳情第7号については願意妥当というふうに判断し、採択すべきというふうに考えるところであります。

1番については今の理由になりますけど、2番の項目については、現状としてはもう実行されているというふうに聞いておりますので、総体で、事業主の経営環境ということで判断させていただきます。

○中野委員長 次に、公明党。中村委員。

○中村委員 陳情第7号、建設工事の請負契約の入札に関する事について、公明党といたしまして願意妥当、採択すべきものと判断いたしました。以下、簡潔に理由を述べます。

陳情の内容は、本市の入札制度の問題点を端的に物語っており、調査基準価格と同額で多くが抽せんによる入札となっている現状があるため、将来的に建設業を継続していくことが極めて困難な状況とのことで、調査基準価格そのものを引き上げてほしいというものでございます。工事の品質を確保するために調査基準価格が設定されており、本市においては、一般管理費については国や北海道よりも高い水準で設定していることは承知しております。しかしながら、調査基準価格が最低限の品質を確保するために決められているものの、調査基準価格そのものが入札結果と同額になることまでは想定していないものと思います。よって、陳情者が求めている調査基準価格を引き上げる事について、一般管理費の係数を引き上げるなどの検討が必要と考えますので、願意妥当であり、採択すべきものと考えます。

以上でございます。

○中野委員長 それでは次に、日本共産党。石川委員。

○石川委員 陳情第7号、建設工事の請負契約の入札に関する事について、日本共産党は、願意に沿いがたいと判断します。

陳情に記されているように、現在の入札制度では、旭川市建設工事等最低制限価格制度実施要領により、調査基準価格（最低制限価格）が設定されております。最低制限価格制度のメリットとして、品質確保、安全管理、作業保護などが挙げられます。しかし、調査基準価格（最低制限価格）を引き上げる事により、落札価格が上昇することが考えられます。不要に落札価格を上昇させる事により、旭川市の財政支出が増大し、その分の財源を補填しなければなりません。よって、明確な根拠なく調査基準価格（最低制限価格）を引き上げるべきではないと考えます。最低制限価格の問題に限らず、地域の建設産業の振興をトータルで考える必要性を感じます。

2項目めの入札を同一の入札公告日に集約することにつきましては、今年度から実施していると聞き及んでおりますが、陳情が提出された日が1月であることを考えると反対するものではありません。しかしながら、今回の陳情については、部分採択が採用されなかったため、陳情第7号は採択すべきでないと判断いたします。

○中野委員長 次に、無党派G。ひぐま委員。

○ひぐま委員 陳情第7号の建設工事の請負契約の入札に関する事について、無党派Gの総務常任委員として判断いたしました。まず、結論から申し上げますと、陳情者の願意には沿いがたく、本陳情につきましては不採択と判断させていただきました。以下、簡潔に理由を申し上げます。

たきます。

陳情事項1の調査基準価格を引き上げることにつきまして、まず一つは、調査基準価格の算定方法が国や北海道の一般管理費55%と比べてみても、本市は65%と10%高い割合となっているということ、もう一つは、調査基準価格を引き上げた場合の影響について、工事予算の総額が増額となれば問題ありませんが、工事の予算が変わらないのであれば、工事の発注量に影響しかねない。また、最低制限価格を引き上げた場合に、利益が今まで以上に確保されるとなると、これまで入札工事に参加していない事業者の参加増加によって、さまざまな課題が出るのではと考えます。

以上の理由から、陳情者の思いは察するところではありますが、陳情第7号につきまして、不採択と判断させていただきました。

以上です。

○中野委員長 それでは、全会一致とはならなかったことから、起立による採決とさせていただきます。陳情第7号について、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○中野委員長 起立多数であります。よって、陳情第7号については、採択すべきものと決定させていただきます。

本会議での委員長口頭報告案につきましては、正副委員長に一任をいただけるということでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

議事予定表の2番目、令和2年第4回定例会提出議案について、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、議案第9号、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号ないし議案第28号の定住自立圏形成協定の変更について、報告第1号、専決処分の報告について、それぞれ理事者から説明をお願いいたします。

総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、管理費など34事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億2千464万円を追加しようとするものでございます。

本委員会の所管にかかわりましては、補正予算書11ページから14ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、4款衛生費では、下水道事業会計負担金で28万5千円、病院事業会計負担金で266万6千円、病院事業会計補助金で20万3千円をそれぞれ減額し、13款職員費では、給料及び諸手当で3千617万2千円、共済組合等事業主負担金で712万3千円をそれぞれ減額しようとするものでございます。歳入につきましては、9ページ及び10ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、20款寄附金で3億7千442万6千円、22款繰越金で1億9千539万7千円、24款市債で1億8千230万円をそれぞれ追加し、21款繰入金のうち、財政調整基金繰入金で6千790万7千円を減額しようとするものでござ

ざいます。また、3ページ下段の第4表地方債補正では、学校教育施設等整備事業の限度額を変更しようとするものでございます。

続きまして、議案第21号から第28号、定住自立圏形成協定の変更につきまして御説明申し上げます。上川中部定住自立圏の連携事業につきましては、毎年度、所要の見直しを行うこととされており、既に協定を締結している鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の8町との間において協議を行ってきたところであり、このたび、新たな連携事業などについて合意に達しましたことから、それぞれ形成協定の一部を変更する協定を締結しようとするものでございます。

新たな連携事業についてでございますが、3件ございます。産業の担い手不足解消やICT人材の育成、確保、デザインを活用した圏域づくりに取り組むため、就業マッチング促進事業及びeスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化については8町と、地域の強みを生かした産業振興については7町とそれぞれ新たに協定に加えるものであり、これにより、連携事業の総数は29から32事業となります。

また、既存事業の変更についてでございますが、5件ございます。事業の内容に変更はございませんが、子育て支援体制の充実、無料法律相談事業、高校、専門学校、大学における自治体連携、公共施設の総合利用の促進の4事業につきましては美瑛町から、地域公共交通確保維持改善事業につきましては、上川町からそれぞれの事業に対し連携の申し出があったため、美瑛町及び上川町との協定の一部を変更するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 総務部長。

○野崎総務部長（総務部総務監） 提出議案につきまして順次、御説明を申し上げます。

議案第9号、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、特定任期付職員の期末手当について改定をしようとするものであります。

続いて、議案第10号、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員の期末手当を国家公務員に準じて改定しようとするものであります。

議案第11号、旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、期末手当の経過措置に係る読みかえ規定の文言を一般職に合わせて改正するほか、月例給に加算される期末手当差額について、現行の加算額を維持するように改正をしようとするものであります。

続いて、議案第12号、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定に準じて改定される一般職の職員の勤勉手当の支給率に鑑み、特別職の職員の期末手当の支給率を改定しようというものであります。

続きまして、報告第1号、専決処分の報告につきましては、令和元年6月19日に御議決いただきました第2豊岡団地建替（2-A）新築工事につきまして、契約金額8億9千980万円で契約を締結しておりましたが、労務単価等の変動に対処するために、契約金額を9億457万8千730円に変更することにつきまして令和2年11月12日に専決処分をさせていただいたものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 ここで、委員の皆様から何か御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、説明を受けたということにとどめさせていただきます。

3番目、北彩都あさひかわ地区計画について、ここで、委員のほうから特に発言はございますでしょうか。

石川委員。

○石川委員 北彩都あさひかわ地区計画について、順次、御質問していきたいと思えます。

最初に、この地区計画とは一体どんなものなのか、概要をお示しいただきたいと思えます。

○高橋地域振興部次長 地区計画は、都市計画法第12条の5の規定に基づき、各区域の特性に応じて一体的に良好な環境を整備、開発、保全することを目的とした計画であり、地区計画の方針と地区整備計画で構成されております。地区計画の方針に基づき、まちづくりの内容を具体的に定めるものが地区整備計画であり、これを定めることにより、建築行為や開発行為を行う場合に守らなくてはならない地区独自のルールが決定されます。

具体的な制限内容としましては、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限などがございます。

○石川委員 ただいま、地区計画では、建築物の用途などが制限されるといったことでした。

そこで、北彩都あさひかわ地区計画において、現在のスターバックスと新しい森山病院、たしかきのうオープンしたと思うんですけれども、この森山病院を含むエリアは何と呼ばれているのでしょうか。

○高橋地域振興部次長 北彩都あさひかわ地区計画におきまして、忠別川沿いの現在のスターバックスや新しい森山病院を含むエリアの名称は、北彩都リバーフロント地区となっております。

○石川委員 その北彩都リバーフロント地区なんですけれども、そこにおいて、建築物の用途の制限の項にどのように記されているのでしょうか。

○高橋地域振興部次長 北彩都リバーフロント地区の地区計画上の建築物の用途の制限につきましては、建築してはならないものを4項目挙げており、1つ目が住宅で、一戸建ての専用住宅を指しており、兼用住宅の建築については認められております。2つ目は共同住宅となっております。3つ目がマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの、4つ目として倉庫業を営む倉庫となっております。

○石川委員 今の答弁で、この北彩都リバーフロント地区で共同住宅は建築してはならないと記されているということでした。

たしか、10月の24日だったと思うんですけれども、私、北海道新聞の折り込みチラシを見て驚きました。健康のまち旭川に医・食・動・住（一体型）オーナーズレジデンス誕生、住まいにウェルネスという新発想。そのチラシの下の方を見ますと、地上13階建て、全96邸、分譲型、1LDK、2LDKと。今言っていたスターバックスと森山病院の間の場所ですよ。そこに13階建て、全96邸、裏を見ますと、Dタイプ、2LDKというように間取りも記されています。これは、私はどう見てもマンションにしか見えないんですが、これはどういうことなのか説明していただきたいと思えます。

○八木地域振興部地域振興課長 本市といたしましては、施設の内部の平面、部屋の図面、間取り等も含めてですけれども、こういったものにつきましては、これまでの協議の中で確認をしてみましたけれども、ウェルネスセンターの整備計画をもって事業者を選定し、今回の建物につきましても、事前の協議からもヘルスケアコンドミニアムの整備が進められるものと認識をしております。このたびの折り込み広告の内容につきましては、こうした事業内容を読み取ることができないものでありまして、本市としましても想定をしていないもので、委員の御指摘のとおり、通常のマンションとの誤解を与えるものというふうに考えております。

○石川委員 今の答弁ですと、ヘルスケアコンドミニウムといった事業内容を読み取ることができず、通常のマンションとの誤解を与えるとのこと。誤解どころか、本当に私は、これはマンション以外の何ものにも見えないんですよ。このことについて、相手側と協議はしたのでしょうか。協議をしたのであれば、相手側はどういった回答だったのか、お答えいただきたいと思います。

○八木地域振興部地域振興課長 今回の折り込み広告を受けまして、11月の4日と19日に事業者と協議を行っております。事業者に対しましては、本年2月に、本市に対して提出を受けました事業計画の内容でありますとか、地区計画の届け出時において確認をした観光滞在や保養所、医療ツーリズムなど、住宅とは異なる利用を意図しているとの内容に合致した運用となるよう強く働きかけを行ったところでございます。また、事業者からは、これまで本市に対し説明してきたヘルスケアコンドミニアムの事業計画を前提に進めていくこと、また、共同住宅を建築できない地区計画であることも理解しているとの回答が口頭でありましたが、建築後の実際の利用のされ方であったり、想定する利用者などの詳細につきましては、限定することが難しいとの説明や、明確になっていない点もあったところでございます。

○石川委員 地域振興部としては、住宅とは異なる利用を意図している、そういった内容に合致した運用となるよう強く働きかけたということでした。しかし、事業者からは、限定するのが難しいですとか、明確になっていない点もあったといったことでした。地区計画遵守の考え方ですとか、あるいはコンドミニアムの考え方、滞在の考え方について、事業者側との認識は一致したのでしょうか。

○八木地域振興部地域振興課長 今回の折り込み広告を受けての協議では、事業者からは、地区計画の遵守等の回答はございましたが、事業の実現に向けた今後の運用等につきましては、課題、また懸念も認識をしたところでございます。このため、地区計画の遵守とともに、ウェルネスセンターとして提案のあった事業計画に基づいた土地利用となるよう、改めて対象とする利用者や運用方法、また病院機能等との連携などの考え方について、書面により確認を進めてまいりたいと考えております。

○石川委員 今後、書面により確認を進めるというのはもちろんそのとおりでと思うんです。地区計画は遵守すると言いながら、事業の実現に向けた今後の運用等については、懸念や課題もあるということでした。つまり、地域振興部と事業者との認識が一致していないのではないかなと思うわけですよ。

ちなみに、私と地域振興部の認識は一致しているかどうか、お伺いしたいと思うんですけれども、このチラシを見ますと、資料請求用のはがきがついているんです。ここの本物件の御使用目的というところのトップに、自己居住（住みかえ、セカンドハウス）というふうに、ここをチェックする

欄があるんですけれども、セカンドハウスについてもいかがなものかと思うんですけれども、住みかえとなりますと、これはもう完全にアウト、本人が今いる自宅なりアパートなりを処分するなどして、引き上げて住みかえるわけですから、これは完全に居住ですよ。こうなりますと完全にアウトであるというふうに思うんですが、地域振興部の見解をお聞かせください。

○八木地域振興部地域振興課長 委員が今御指摘いただきましたとおり、そちらのチラシの中には住みかえという項目がございます。私どもとしましては基本的に観光滞在でありますとか、医療ツーリズム、企業の保養所、こういったところで中長期の滞在といったものを主眼として整備が進められるものと認識をしておりますので、それこそ市内にお住まいの方がそちらの家を引き払って、新たにこちらの建物で住みかえとして暮らすということ自体は、私どもとしても想定をしているものではございませんので、そういった形になれば、こちらも当然、それはいわゆる共同住宅であろうというふうに認識をしているところでございます。

○石川委員 地域振興部とは認識が一致しているということがわかりました。ところが、事業者と地域振興部は残念ながら認識が一致していないようであります。認識が一致しないまま建設が進められるというようなことはあってはならないと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○熊谷地域振興部長 当該地区につきましては、北彩都ガーデンや忠別川に隣接し、旭川駅にも近いことから、多くの方々が訪れ、長期にわたって利用される集客施設が整備、運営されることを目的に、公募型プロポーザル方式により、社会医療法人元生会を代表とする事業者を選定し、これまで事業が進められてきております。また、本年2月に事業者から提出を受けた事業計画におきましても、ウェルネスセンターに含まれる居住機能は滞在であり、その機能の提供先は、企業、海外、個人などに発信することによって、中長期滞在型の観光、医療ツーリズムにつながるとしており、このためのヘルスケアコンドミニアムが整備されるものと認識しております。事業者に対しましては、地区計画の遵守や滞在の考え方などについて、土地利用の方針や公募時の事業提案、また、現在の事業計画に沿ったものとなるのか、しっかりと確認し、事業計画の適正な実施を強く求めてまいります。

○石川委員 今、部長のほうから、事業計画の適正な実施を強く求めるという答弁があったわけですが、事業者が仮にこのまま突っ走り、住みかえを含めた自己居住、そういった施設を建築する場合、工事の中止を求める、そういった強硬手段を取るといった考えはあるのでしょうか。

○八木地域振興部地域振興課長 現時点で、工事を差しとめるというところまで、私どもとして今お答えできるかどうか、ちょっとなかなか難しい部分がございますけれども、まずは、委員の御指摘のとおり、事業者と私どもの整備に対しての認識の一致、あと当然ながら、書面による回答もそうですけれども、まずそちらのほうをきちんと進めさせていただいて、事業計画に沿った内容となるよう私どもとして強く求めながら、本市として望ましい施設のありようというものをつくってまいりますというふうに考えております。

○石川委員 事業者と認識が一致するまでは、ある程度、例えば、中止まではいかなくても、工事をストップさせるだとか、とにかく認識をまず一致しなければ先には進ませない、そういった考え方でよろしいですか。

○八木地域振興部地域振興課長 工事の進捗につきましては、今現在、基盤整備等も含めて進めているところでございます。私どもとしましては、まず、こういった運用になるか、こちらのほうで

頂戴していないものとしましては、医療機能等において、利用者がどのようなサービスを受けて、実際に中長期滞在の実現ができるのかということも業者のほうからきちんと説明を受けて、それがなかなか私どもとして理解ができないものであれば、改めてそこをきちんと整理させていく、その点について早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

○熊谷地域振興部長 先ほど、地域振興課長から申し上げましたが、今現在、認識が一致しているかどうか、文書で回答を求めようとしております。まず、そちらについてしっかり確認して、その回答を見ながら、どんな対応ができるのかはしっかり検討してまいりたいと思っています。

○石川委員 今、文書で回答求めるということなので、それ以降の話にはなるとは思うんですけども、市長はどのように考えているのかといった見解もお伺いしたいと思います。幸いなことに、間もなく第4回定例会が開会いたしますので、一般質問で、引き続きこの課題にも取り組みたいということをおし述べまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○中野委員長 他に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、以上で本日の総務常任委員会を散会させていただきます。

散会 午前10時36分